

令和 5 年 3 月 1 日

西村委員

公明党の西村くにこでございます。私からは、まず筋電義手の普及促進について伺いたいと思います。予算議案では、リハビリテーションロボット普及推進事業費で、来年度さらに筋電義手の普及促進を強化するよう提案をいただいています。そこで、幾つかその取組について伺っていきたいと思いますが、まず、筋電義手の訓練の内容について伺います。

筋電義手を利用したい人は、どのような手続で利用できるのでしょうか。

県立病院課長

筋電義手の利用を希望する方は、まず、神奈川リハビリテーション病院にある未来筋電義手センターの相談窓口で筋電義手の利用について御相談いただいた上で、外来で受診をしていただきます。そこで、医師が筋電義手の適用が可能であるかどうかを、患部を診察するとともに、利用者の日常生活における利用ニーズなどをお伺いして、適用の判断を行います。

適用可能となった場合につきましては、義肢装具士が義手の採寸を行い、その方の筋電義手を調整して用意をいたします。そして、通院しながらの義手の調整や訓練を行い、また、慣れた段階になりましたら、自宅に持ち帰っての訓練も行うことになります。

西村委員

現在、未来筋電義手センターで保有している義手というのは、どのぐらいあるのでしょうか。

県立病院課長

現在、保有している義手は全部で 16 本でございます。大人用の義手が 6 本、子供用の義手が 10 本ということになっております。

西村委員

いろいろな報道で筋電義手関係の寄附というのが報道されていましたが、その寄附額で何本分の義手が購入できるのでしょうか。また、その内訳、大人用、子供用、何本ずつというふうに考えたらいいのでしょうか。

県立病院課長

これまでの寄附総額は約 1,500 万円でございますけれども、1 本当たりが約 150 万円でございますので、約 10 本の購入が可能となります。なお、子供用、大人用、どちらも 1 本当たり 150 万円ということになります。

また、義手の購入は訓練の申込みに合わせ、利用者の腕の状況に合わせて調整を行うため、前もって購入は行わず、申込みがあつてからの購入となります。

西村委員

とても丁寧に対応されているというふうに受け取らせていただきました。訓練には高額な筋電義手を使用すると。それから、長期間の訓練が必要であると。こういうやり取りをしていると、利用したくても費用面が心配で声を上げられないという方もいらっしゃるのではないかなというふうに思います。訓練にかかる個人の負担はどのくらいなのでしょう。

県立病院課長

筋電義手は高額ですが、訓練用の義手は全て訓練を行う神奈川リハビリテーション病院で用意したものを使っていただくため、利用者負担はございません。

また、訓練につきましても、子供の場合は小児医療費助成制度等により自己負担が発生しないケースが多いですが、大人につきましては初診料で2,880円、2回目以降は再診料740円にリハビリの訓練のための費用が時間に応じて上乗せされるので、概ね1回当たり3,700円程度の上乗せとなり、3割負担の方は、その3割となります。

なお、通院の頻度は月に1回程度でございまして、訓練期間は、個人差がありますが、1年から3年程度となっております。

西村委員

とてもリーズナブルだと私は捉えました。もっとこういことが伝わるいいですね。費用面でも心配な点は少ないと。また、義手のほうも、訓練用義手もオーダーメイドで個人の負担なく用意していただけるということが分かりました。

しかし、訓練実績はそれほど多くない。この要因というのはどういうことだというふうにお考えですか。

県立病院課長

まず、筋電義手の認知度が利用者、医療従事者共に低く、潜在的な利用対象者に対し適切なアプローチができていないということが利用者の増加につながらない理由であると考えます。先天的な上肢の欠損者につきましては、通常、こども医療センターや県内の大学病院などを受診しておりますけれども、こうした病院においても医療従事者の筋電義手に対する認知度が低く、また、筋電義手の適用の判断などはそこではできない状況となっております。

こうしたことから、こども医療センター等医療関係機関と神奈川リハビリテーション病院が連携して、対象となる方にアプローチをする必要があることや、医療従事者に筋電義手についてしっかりと理解を深めていただくことが必要と考えてございます。

西村委員

今、御答弁いただいたことは、これまで私も要望させていただいてまいりました。利用機会の拡大にもっと取り組むべきだというふうに思うんですが、どのように取り組んでいかれようとお考えですか。

県立病院課長

まず、今後は動画を活用して多くの方に筋電義手について知っていただき、対象者になる方にも筋電義手という義手があることを認知していただくよう積極的に周知を行っていきたいと考えております。

次に、医療従事者に対しましては、未来筋電義手センターに新たに医師1名を配置いたしまして、筋電義手の取組の体制強化を図って、セミナーを活用して筋電義手についての理解を深めていただく取組を進めていきたいと考えております。

また、こども医療センター等の関係医療機関と連携して、対象となる方に適切にアプローチができるよう検討を進め、利用機会の拡大に取り組んでいく

いと考えます。

西村委員

ありがとうございます。9月の代表質問で提案をさせていただいた動画、広く知ってもらい、それから、医療関係の方々に周知をする提供体制の充実、人員の確保ですね。それから、こども医療との連携というパーフェクトに御答弁を頂きました。力強く進めていただきたいというふうに思いますが、訓練は長期間に及びますから、途中で挫折してしまわないような工夫も必要だと思いますが、これについてはどのようにお考えですか。

県立病院課長

まずは、訓練内容を工夫して挫折しないような取組を行いたいと思います。具体的には、乳幼児の場合ですと、お子様の性格や特性に合わせて、遊びを交えて、楽しみながら訓練できるような内容とすることや、学生の場合は両手を使ってできることの喜びを感じられるような内容となるよう訓練内容を決めていきたいと考えております。

また、神奈川リハビリテーション病院は立地的に通院しやすい場所ではないというところもありますので、今後はリモート訓練のさらなる活用ですとか、訪問訓練、短期集中訓練などについても検討していきたいと考えております。

さらに、利用者の会を開催することにより情報交換や相談などを行って、利用者や家族の心理的負担の軽減も図っていききたいと考えております。

西村委員

AIによって複雑な手の動きを短期間の訓練で習得できるオットーボック社のマイオプラスという筋電義手が新たに厚生労働省の認定を受けて、2022年4月に補装具等完成用部品に登録をされたんだそうです。これって、大人だと3日ぐらいの訓練でできるという代物らしくて、私もこれ以上のことは知らないで、またこういうものも出てきたんだということになれば、短期間の訓練ということも広げていけるのかなと。こういうテクノロジーの部分の情報も入手できるような工夫をしていただきたいと要望をしておきます。

今後、県として筋電義手の普及に向け、どのように取り組んでいこうとお考えなのか、お聞かせください。

県立病院課長

今後県といたしましては、動画を活用した筋電義手の認知度向上や、筋電義手バンクへの企業の協力拡大に向けた普及を進めまして、より多くの県民の方への理解と協力が広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、医療従事者に対する筋電義手の理解の促進や関係医療機関との連携の強化により、対象者に適切にアプローチが行われ、必要な方が利用できるよう体制整備を進めてしてまいりたいと考えております。

西村委員

要望を申し上げます。自分の意思で手を動かせる喜びをより多くの方に体感していただく、これが未来筋電義手センターの使命であるというふうに私は考えています。先ほども御紹介をしましたけれども、それ以外、国内でも電気通信大学が5本の指を別々に動かせる筋電義手、これも2020年4月に厚生労働省で認定をされたんだそうです。

また、感触を脳にフィードバックするハプティクスの手法を用いたものがあると。たしか、この研究って川崎市幸区の新川崎とかでも行われていたと思うので、他の部局になるのは承知の上で、こういう情報収集もぜひしていただいて、神奈川はいろいろなことを、そして、最先端のことにも挑戦しているよと、また、筋電義手の神奈川だって銘を打てるように、力強く取組を推進していただけますようお願いをいたします。

次に、妊よう性温存治療費助成について伺います。本県では、国に先立って、令和元年8月から助成事業を実施していただいておりますが、来年度当初予算では大幅に増額をして予算計上されています。来年度予算の内容や今後の課題などについて、何点か伺います。

初めに、今年度の事業実績について伺います。

がん・疾病対策課長

令和4年度は、2月21日現在で102人、125件の方に約2,844万円を支出しております。

西村委員

来年度予算を大幅に増額されていますが、助成制度が変更されたんでしょうか。

がん・疾病対策課長

制度につきましては、本年度の4月、昨年4月から妊よう性温存治療費の助成に加えまして、凍結保存をした受精卵、卵子、精子を用いた生殖補助医療や、凍結保存をした卵巢組織の移植後に行った生殖補助医療である温存後生殖補助医療についても国の制度に合わせて助成対象としております。

妊よう性温存治療費の助成の実績は、令和3年度が72件、1,532万円に対しまして、令和4年度、先ほど申しましたように、2月21日現在で125件、2,844万円と大幅に実績が増えております。

来年度予算につきましては、こうした今年度の実績などを踏まえまして必要な額を計上させていただいております。

西村委員

申請が増えているということですが、増えている要因をどのようにお考えですか。

がん・疾病対策課長

本県では聖マリアンナ医科大学病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、県立がんセンターが中心となりまして、県がん・疾病対策課も参加する神奈川県がん・生殖医療ネットワーク、通称かなおふねっと、と申しておりますが、これを令和2年1月に設立いたしました。

申請が増えている要因として、これまでに医療従事者向けの研修を5回行ったことで周知が広がっていること。令和3年4月にかなおふねっとにがん診療連携拠点病院及び県指定病院の全32病院が参画し、周知が行き届いてきたことが理由として考えられます。

西村委員

医療従事者への周知が徹底をされたのが大きな要因。先ほどの質問と重なりますけれども、筋電義手も医療従事者の方に知っていただくのが重要なようで

すね。

さて、県はどのように事業の周知を行っているのでしょうか。

がん・疾病対策課長

県では、妊よう性温存治療費の助成事業の利用を周知するため、各がん診療連携拠点病院及び県指定病院に妊よう性温存治療について分かりやすく説明するポスターを掲示しております。

また、患者への妊よう性温存治療に関する説明に活用していただけるよう、聖マリアンナ医科大学産婦人科学鈴木直教授監修の冊子、「未来の家族のために」を作成し、各がん診療連携拠点病院及び県指定病院に配布しております。

西村委員

さて、妊よう性温存治療や温存後生殖補助医療を行う医療機関自体、この数は増えているのでしょうか。

また、妊よう性温存治療と温存後生殖補助医療は同じ医療機関で行うものなのでしょうか。

がん・疾病対策課長

令和3年4月には、県内で妊よう性温存治療を行う指定医療機関は聖マリアンナ医科大学病院と横浜市立大学附属市民総合医療センターの2つでしたが、令和5年2月現在、これに加え、メディカルパーク横浜と山下湘南夢クリニックが加わって、現在、4つに増えております。

また、温存後生殖補助医療のほうは、妊よう性温存治療を行う指定医療機関のうち聖マリアンナ医科大学病院、メディカルパーク横浜、山下湘南夢クリニックの3つが指定医療機関となっております。これまで受け付けた温存後生殖補助医療の申請では、妊よう性温存治療と同じ医療機関で行われております。

西村委員

実際に助成を行った患者さんの年齢構成について教えてください。

がん・疾病対策課長

妊よう性温存治療につきましては、令和3年度から現在まで、10歳未満が3件、10代が21件、20代が44件、30代が102件、40代が19件となっております。

温存後生殖補助医療につきましては、生殖補助医療を受けた妻の年齢が、20代が2件、30代が3件、40代が2件となっております。

西村委員

それでは、この制度を活用して出産までに至ったがん患者の方は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

がん・疾病対策課長

これまでに妊よう性温存治療を行った患者が出産に至ったかどうかは、県では把握してございません。助成制度上、今後も出産に至った患者数を県で把握することは困難と考えております。

なお、患者が助成を受ける際には、原則、患者専用アプリに登録を頂くこととなっております。妊娠や出産の状況などをアプリを通じて把握できるよう国が研究事業を行っているところでございます。

西村委員

そもそも研究事業でスタートをしているので、人数が分からないということはあるまいであろうと私は思うんですけども、個人情報を開示しろというのではなくて、希望を持っていただくという意味で、県も把握をしておくというのは重要な視点ではないかなというふうに思います。

ちなみに、令和4年4月から不妊治療というものが保険適用となりました。これは一般的な不妊治療を受けていらっしゃる方からすると、とてもありがたい制度なんだけれども、一方で、混合診療というか、自由診療を受けていらっしゃる方からすると困ったもんだなんというお声も、私、伺ったりするんですが、この助成制度の場合は、例えば、自由診療のものも一緒に受けていらっしゃる、先進医療を受けていらっしゃる、自由診療でも、助成制度というのはそのまま頂戴できるものですか。

がん・疾病対策課長

この妊よう性温存治療の助成制度につきましては、原則保険適用でないものについて助成対象となっておりますので、ほかに医療を受けていた場合も、これに関しては上限額を設けて助成することとなっております。

西村委員

ちょっとほっとしました。様々な御事情のある方が多いでしょうから、そこで選択肢が限られるというのではない制度であるということではほっとしました。ほっとしたついでに、ちょっと違う系統になりますが、不妊治療について言うと、東京都とか島根県とか、いろいろなところで先進医療に係る費用を助成されています。急にここで言われて、どうするんだって言っても答えは出ないのは分かっているので、令和5年度からは他県でも同様の先進医療助成制度というのは実施されるという報道もありましたので、神奈川県も通常の不妊治療についてもぜひ御検討をよろしくお願いを申し上げます。要望にとどめさせていただいて、次の質問をします。

助成上限額がそれぞれ設けられておりますけれども、医療機関によって温存治療や温存後生殖補助医療の費用は異なっているのでしょうか。

また、助成対象とはなっていないけれども、凍結更新の費用についても医療機関ごとに違いがあるのか、伺いたいと思います。

がん・疾病対策課長

これにつきましては医療機関によって差がございます。妊よう性温存治療で言いますと、例えば、受精卵の凍結保存については、助成上限額35万円としてるところを、治療費としては、下は約18万8,000円から上は89万円と幅がございます。

温存後生殖補助医療につきましても、例えば、凍結精子を用いた場合、助成上限額30万円に対しまして、治療費が下が約35万6,000円から上は約61万4,000円となってございます。

また、凍結更新料についても、医療機関によって差が見られます。これは神奈川県内のデータになりますけれども、受精卵の凍結更新料につきまして、1年当たりの保存料で言いますと、安いところで年間3万8,000円に対しまして、高いところでは年間6万6,000円となってございます。

西村委員

その凍結更新の費用について申し上げたいと思うんですが、これは助成の対象にはなっていません。長らく要望していますが、小さいお子さんが患者さんである場合、長年にわたって親御さんが毎年この凍結更新の費用の負担をされるわけです。お子さんが小さければ、親御さんも若くて収入が少なかったりすると凍結更新費用の負担が難しい、厳しくなるということも想定をされるわけで、東京都では毎年の凍結更新に係る費用を助成対象とされているそうですが、本県でも助成対象とすることはできないでしょうか。

がん・疾病対策課長

我々が承知しているところで、凍結更新費用につきましては、東京都のほか群馬県の高崎市でも助成していると伺っております。助成上限は、東京都は1人当たり年3万円、高崎市は年2万円と聞いております。再三御要望いただいているところで恐縮ではございますが、本県では令和3年度から国の助成スキームに基づいて、国の制度に合わせて助成を行っております。県としても、予算の制約もございますことから、凍結更新費用につきましては、今後、国の動向を注視して検討してまいりたいと思います。

西村委員

国の動向を注視してというお言葉でございますが、私も引き続き要望させていただきたいというふうに思います。

凍結更新費用については、患者が負担できなくなった場合に、病院としても、預かっている卵子や精子を勝手に廃棄することは、倫理上問題視されると思うんですね。そういった課題としてもどうすべきなのかというのをまず、かなおふねっとの会議の場などで課題を共有する。それから、国に対して助成制度の拡大を要望するのはもちろんのこと、県においても県の助成対象に加えることができないのか、御検討いただけますように要望をしてこの質問を終わります。

次に、低出生体重児育児支援事業費が計上されています。この中では要望させていただいていた市町村の保健師等に対する支援者研修の実施という形で上がっていますが、これはこういったふうな内容に考えていらっしゃるのかというのを伺いたいと思います。他県では、例えば、リトルベビーハンドブックの作成を要望し、一緒に取り組んでいた当時者団体、いわゆるリトルベビーサークルの母親が、当事者としての出産直後の心情であったり、成長の中での喜びや課題について語る、と。こういうことがあって理解が広がり、また深まったというようなことも聞いていますが、本県ではどのような内容の研修事業をお考えでしょうか。

健康増進課長

低出生体重児の保護者は、お子様が出産後にNICUに入院することで母子分離がされること、親御さん自身が傷ついていらっしゃるということ、病気や障害、発達の遅れなどのことをなかなか受け入れられないというようなことから児童虐待のリスクが高いというようなことも言われております。

そこで、今年度作成しましたリトルベビーハンドブックをより活用していくための周知と併せまして、保護者の方への支援のための研修ということを企画

したいと考えております。

内容としましては、NICUの医師や看護師による低出生体重児の特徴や保護者への支援のポイント、それから、今、お話がありました保護者の方から地域の保健師などにどういう支援を期待しているかというようなことを伝えていくというようなことを内容として入れたいというふうに考えております。時期としては、令和5年の前半の時期にできればと考えております。

西村委員

先ほどお話しした他県、と言いましたけれども、たしか北海道であったというふうに記憶をしています。保健師にかけられてうれしかった言葉、つらかった言葉というのをアンケートで集められたんだそうですね。まさかその言葉が傷つけていたとは、というような気づきの部分もあったというふうに伺っております。

また、保護者への支援という意味では、これは市町村事業になりますが、こんにちは赤ちゃん事業っていろいろなところで展開をされている。赤ちゃんが産まれたら行かれるんだけれども、リトルベビーのママたちは、先に病院から帰ってきて、長い子になると1年間病院に入院したまま、お母さんが独りぼっちということがありますので、これは制度的に可能かどうか分かりませんが、どうぞ市町村のほうにも投げかけていただいて、お母さんへの訪問事業というようなところからスタートをしていただくのも一つの手なのではないかなというふうに思います。

また、理解の促進というのもこの事業費の中には入っていますが、この3月には神奈川県と川崎市と川崎市の助産師会が後援をして、またリトルベビーサークルの写真展が開催をされるというふうに伺っています。

後援という形は頂戴をしていますけれども、予算も十二分でないということも承知の上で、例えば、県有施設、場所の提供であるとか、周知・啓発のポスターの作成など、ニーズに合わせたサポートをしていただけますように要望し、この質問を終わります。

最後に、県立がんセンターにおけるがんゲノム医療について伺います。我が会派の代表質問で取り上げさせていただいて、知事からは血液検体による検査を今年の3月から実施すると前向きな答弁を頂きました。

時間に限りがあるようですので、この血液検体による検査であるガーダント360RUOと言うんでしょうか、以下、ガーダントと言わせていただきます。

保険適用外で今年3月から開始をするということですが、昨年4月に開始をした保険適用外のTSO500との違いというのは何なんでしょうか。

県立病院課長

昨年4月から実施しておりますTSO500につきましては、検査に当たり病理組織を採取する必要がありますが、523の遺伝子について解析が可能となっております。

また、解析には二、三か月かかり、費用については38万円となっております。

一方、3月から実施するガーダント360RUOは血液検査による検査のため病理組織の採取は不要でありまして、より幅広い対象者に適用が可能です。

また、採取したがん組織の一部の性質ではなく、全身のがんの性質を見ることもできるため、より治療効果が期待できる結果を取得できる可能性があります。

この検査は、83 の遺伝子の解析が可能で、費用は、1 回目が 49 万円、2 回目が 37 万円となっていますが、解析は 10 日という短期間で済むため、早期に効果的な治療を開始できる可能性があるというメリットがございます。

西村委員

このガーダントを実施している病院は県内で初というふうに伺ったんですが、全国状況はどうなんですか。

県立病院課長

ガーダント 360R U O の実施を公表している病院は確認できないので、全国的な導入の状況を把握できておりませんが、がんセンターで導入するのはこのガーダントの中でも最新のバージョンということで、導入時期は比較的早い時期だと思われます。

西村委員

このガーダントの検査費用についてなんですが、全国的に見ていかなものなんでしょうか。

県立病院課長

この検査費用を公表している病院は確認できませんので、費用の比較ができない状況でございますが、既存のバージョンにつきましては検査が 74 遺伝子でできるんですけれども、最新のは 83 ということで、74 の部分については、ホームページに出ている部分もあるんですけれども、それとは比較はできないのでということで、なかなか分からないところでございます。

今回、がんセンターの検査費用につきましては、診療報酬や病院機構の費用の規定などに基づいての算定ということになっております。

西村委員

県立がんセンターに入院をされていない患者さんでも、この検査を受けることは可能なんでしょうか。

県立病院課長

可能でございます。がんセンターに入院していない患者さんでも外来で検査を受けることは、可能でございます。

西村委員

実施数の目標値というのは設定されているんでしょうか。

県立病院課長

ガーダント 360R U O の目標値は設定しておりません。がんゲノム検査の目標値も設定していないんですけれども、がんゲノム検査の全体の登録実績を見ますと、だんだん増えているような状況になっております。

西村委員

今回導入されるガーダントにより、がん患者にとっては選択の幅が広がることになるというふうには思うんですが、このような検査が導入されることについて、どのように周知を進めていこうとお考えですか。

県立病院課長

現状では、近隣の医療機関を集めたがんゲノムに関する勉強会において、新たにガーダントによる検査を実施することについて説明をしております、まずは必要な患者さんに医師から紹介するということで紹介をしていきたいというふうに考えております。

また、今回導入する検査につきましては、がん患者さんにとってはメリットが非常に大きいので、多くの方に知っていただきたいと考えております。

そこで、今後は速やかに、がんセンターのホームページの活用などを通じて、検査の周知を図っていく予定でございます。

西村委員

最後に1つだけ。これは、将来的には、先進医療であったり、あるいは保険適用であったりという可能性はあるんですか。

県立病院課長

今の状況ではございますけれども、既存の74遺伝子を調べるガーダントにつきましては、今後、保険診療の部分に入っていく可能性はあるということは情報として入っておりますけれども、いつからなのかとか、そういった詳細はまだない状況でございます。

西村委員

かつて重粒子線のときも、本当にもっと保険適用が広がるんだろうかって、物すごく悩みながらやった記憶があります。また、国に対しても意見書を出し、あるいは、活動を行って、声を上げてきて、今、本当に部位が拡充をされてまいりました。

県民に広く御利用いただくためには、保険適用という道を私どもも県立がんセンターという立場もあって進めていかなきゃいけないだろうなというふうに思います。議員としてもこの活動を進めていきたいと思ひますし、県としても働きかけを行っていただいて、より幅広い治療の提供を行っていただけますよう要望し、私の質問を終わります。